

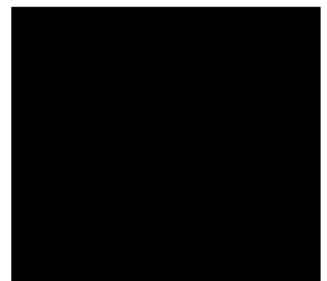
法務省民二第1811号
平成17年8月8日

法務局民事行政部長 殿
(福岡を除く)
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

元本の確定前又は確定後における会社分割を原因とする根拠当権の移転の登記の
申請の登記原因証明情報について(通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



(別紙甲号)

不登 第 675 号
平成17年7月29日

法務省民事局民事第二課長 殿

福岡法務局民事行政部長

元本の確定前又は確定後における会社分割を原因とする根抵当権の移転の登記の申請の登記原因証明情報について (照会)

標記について、元本の確定後の根抵当権についてする登記の申請の登記原因証明情報は、会社分割の記載がある当該会社の登記事項証明書及び分割契約書が必要であるが、元本の確定前の根抵当権についてする登記の申請の登記原因証明情報は、会社分割の記載がある登記事項証明書のみで足りると考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

(別紙乙号)

法務省民二第1810号
平成17年8月8日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

元本の確定前又は確定後における会社分割を原因とする根抵当権の移転の登記の申請の登記原因証明情報について (回答)

客月29日付け不登第675号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。